

様式 1

公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	北－ 1	見 積 価 額	3 2 , 4 8 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	3 , 2 5 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地の表示） 1 所在 本庄市児玉町高関字押拂 地番 1 7 4 番 2 地目 雑種地 地積 2 1 7 8 m ² 2 所在 本庄市児玉町高関字押拂 地番 1 7 4 番 5 地目 雑種地 地積 1 3 m ² （建物の表示） 1 所在 本庄市児玉町高関字押拂 1 7 4 番地 2 家屋番号 1 7 4 番 2 種類 旅館 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 床面積 1 階 6 2 3 . 2 7 m ² 2 階 6 0 1 . 6 4 m ² 以上登記簿による表示			
財産の状況 1 無指定区域 建ぺい率 60%、容積率 200% 2 接面道路は、西側国道 462 号線に接面、東側は 6～11.9m の市道に接面。 出入口として水路占用中。水路占用について手続きを要する。 3 下水道及び都市ガスは未整備。 4 昭和 58 年 3 月新築のホテルで、現在営業中。 5 消防法に基づく指導事項有り。 6 【アクセス】 関越自動車道本庄児玉インターチェンジ隣接 上越新幹線本庄早稲田駅 西方約 1.6 k m（直線距離） J R 高崎線本庄駅 南西方約 3.1 k m（直線距離）			

7 注意事項

- (1) 公売財産の面積等は公簿上による。公売財産について、予めその現況及び関係公簿等を確認したうえで入札すること。
- (2) 隣地との境界確定は、隣地所有者とそれぞれ協議すること。
- (3) 公売財産は、落札者が買受代金を納付した時の状況（現況有姿）で権利移転する。ただし、埼玉県は不動産登記上の権利移転のみを行い、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- (4) 公売財産内部の動産類やゴミの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行うこと。
- (5) 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていない。
また、廃棄物等の埋設の有無についても調査を行っていない。
- (6) 買受人の制限（国税徴収法第92条）及び公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条第1項）に該当する者は、公売財産を買い受けることはできない。
- (7) 危険負担については、買受人が買受代金を納付した時点で、買受人に危険負担が移転する。したがって、その後に発生した財産の破損、盗難及び消失等による損害の負担は、買受人が負うことになる。
- (8) 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税等）は買受人の負担となる。
- (9) 埼玉県は、公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等を負わない。

その他事項

混在財産

売却区分番号

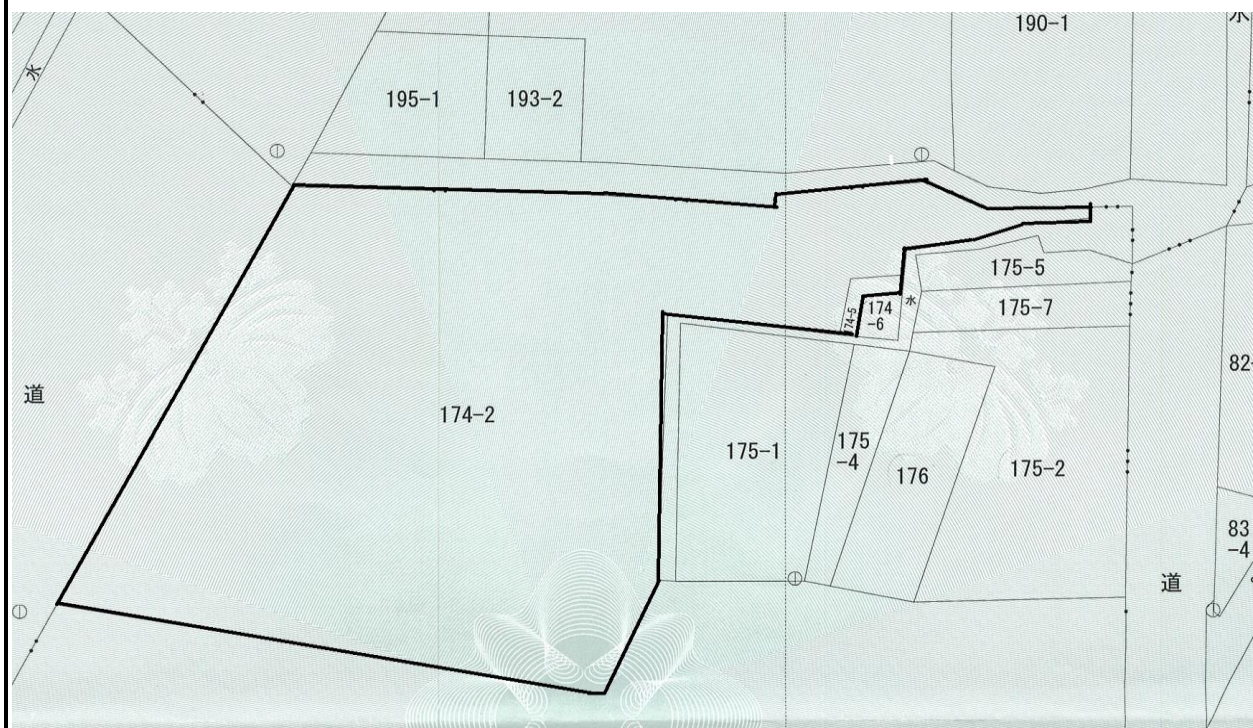
北－１

[所在図]



出典：地理院地図（電子国土WEB）

[公図]



売却区分番号

北 - 1

[写真① 西側]



[写真② 東側]

